

令和4年6月2日に発生したひょうによるり災廃棄物の
小山川クリーンセンターへの搬入について

令和4年6月2日に発生したひょうによる被災状況は、その被災地域が広範囲であり、り災証明発行に時間を要することから、り災廃棄物の受入対応は以下のとおりとします。

記

- 1 一般住宅のり災廃棄物に限り、処理手数料を減免します（り災減免）。
- 2 搬入時に、ひょうによるり災廃棄物であることを申出ることとします（当センター職員による確認を実施します）。
なお、り災廃棄物を搬入する際は、り災廃棄物単独で搬入するようご協力をお願いします。（その他の一般廃棄物との同時搬入はご遠慮ください）
- 3 受け入れ期間は6月3日（金）より17日（金）までとします。それ以降は、り災証明書等のり災状況が確認できる書類が必要となります。
- 4 搬入者は、原則としてり災者本人とします。ただし、自ら搬入することが困難である場合は、他者と同行することにより搬入することができます。
- 5 受け入れる廃棄物は、当センターの廃棄物受入基準によります。

www.kodamakouiki/jigyougaiyou/kodamakouiki.html